

**作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者の数が50人以上の卸小売業の事業場については、衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、衛生委員会の委員に、その事業場の労働者で作業環境測定を実施している作業環境測定士である者を指名することができる。
- 3 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任しなければならない場合、1人の衛生管理者については、その事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任することができる。
- 5 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、亜硫酸ガスを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、法定の健康診断の実施結果に基づき、異常の所見が認められた労働者の健康保持のために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。
- 3 事業者は、法定の健康診断の結果を、異常の所見の有無に関係なく記録しておかなければならない。
- 4 事業者は、一般健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なくその健康診断の結果を通知しなければならない。
- 5 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、一般健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定める、雇入れ時の安全衛生教育を行うときは、雇い入れた労働者の業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について、これを行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、その労働者に対し、法令で定める事項についての安全衛生教育を実施しなければならない。
- 3 事業者は、法令で定める特別教育を実施したときは、その記録を作成しておかなければならない。
- 4 事業者は、特別教育を必要とする有害業務に就かせる労働者については、特別教育の科目の全部について十分な知識と技能を有する者であっても、その教育を省略することはできない。
- 5 事業者は、職長に対する安全衛生教育を行うべき業種の事業場については、法令で定める事項について、その教育を行わなければならない。

問 4 労働安全衛生法第65条の規定に基づく作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定める、著しい騒音を発する屋内作業場についての作業環境測定を、6月以内ごとに1回、定期的に行わなければならない。
- 2 事業者は、作業環境測定の結果を評価するときは、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従わなければならない。
- 3 事業者は、法令で定める有機溶剤業務を行う屋内作業場の作業環境測定を行ったときは、その記録を7年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、作業環境測定を行うときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って作業環境測定を行わなければならない。
- 5 事業者は、作業環境測定の結果についての評価を行ったとき、第3管理区分となった場所については第1又は第2管理区分となるようにしなければならない。

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、政令で定めるエックス線装置を事業場に設置するときは、厚生労働大臣が定める規格を具備したものとしなければならない。
- 2 事業者が法令に基づき労働者に使用させる有機ガス用防毒マスクは、型式検定に合格した旨の表示の付いたものでなければならない。
- 3 親会社は、厚生労働大臣が定める規格を具備していない再圧室を下請会社に貸与してはならない。
- 4 事業者は、防じんマスクを労働者に使用させるべき業務を行う作業場には、個別検定に合格した旨の表示の付いた防じんマスクを備え付けなければならない。
- 5 販売業者が政令で定めるチェーンソーを会社に売るときは、そのチェーンソーは、厚生労働大臣が定める規格を具備していなければならない。

問 6 有害物等の規制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、製造等が禁止される有害物等であっても、製造原料として輸入して使用することはできる。
- 2 名称等を表示すべき有害物を譲渡する者は、原則として、その容器又は包装に名称、成分及びその含有量その他法令で定める事項を表示しなければならない。
- 3 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、原則として、あらかじめ、法令で定める有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 通知対象物の販売業者は、これを購入する会社にその通知対象物に関する法令で定める事項を文書の交付等により通知しなければならない。
- 5 特定化学物質等のうち、第1類物質を製造しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 政令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、原則として、その事業場の建設物の主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 2 都道府県労働局長の指示により、事業者が安全衛生改善計画を作成した事業場においては、その労働者も安全衛生改善計画を守らなければならない。
- 3 製造業に属する事業を行う事業者は、原則として有害な作業を必要とする機械で、法令で定めるものを設置しようとするときは、計画の届出をその工事の開始日の30日前までに行わなければならない。
- 4 事業者が法令に基づき設置する全体換気装置のうちには、その設置の際に計画の届出を行わなければならないものがある。
- 5 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、法令で定める仕事を開始しようとするときは、その計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第2種作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定において、簡易測定機器以外の機器を用いる分析を行うことはできない。
- 2 登録講習機関が行う講習には、第1種作業環境測定士講習及び第2種作業環境測定士講習がある。
- 3 下請会社の事業者は、その指定作業場について親会社の使用している第1種作業環境測定士に作業環境測定を行わせることができない。
- 4 作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならない。
- 5 作業環境測定士試験に合格し、かつ、登録講習機関が行う講習を修了した者は、作業環境測定士としての業務を行うことができる。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関の作業環境測定士は、退職した後であっても、作業環境測定の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定の業務の一部を休止した場合にあっては、その旨を登録を受けた都道府県労働局長に届け出なくてもよい。
- 3 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、その作業環境測定に関し法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 4 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 5 都道府県労働局長の登録を受けている作業環境測定機関は、業務規程を定め、遅滞なくその都道府県労働局長に届け出なければならない。

問 10 作業環境測定基準における鉱物等の粉じんの濃度の測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 一つの測定点における試料空気の採取時間は、相対濃度指示方法による場合を除いて、10分以上の継続した時間としなければならない。
- 2 測定点の数は、著しく狭い場所であって、かつ、粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかな単位作業場所では、5未満とすることができる。
- 3 第1管理区分が2年以上継続した単位作業場所については、事業者の判断で相対濃度指示方法のみにより測定を行うことができる。
- 4 相対濃度指示方法による測定の場合も、測定点の位置は、床上 50 cm 以上 150 cm 以下としなければならない。
- 5 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 第2種有機溶剤を2種類以上含む混合物を取り扱っている場所についての作業環境測定結果の評価は、測定点ごとに、与えられた計算式で得た換算値をその測定点における測定値とみなして行う。
- 2 A測定のみを行った場合で、第1評価値が管理濃度以上で、かつ、第2評価値が管理濃度以下であれば、その単位作業場所は、第2管理区分に区分される。
- 3 A測定及びB測定を行った場合で、A測定の第1評価値が管理濃度未満であっても、B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えていれば、その単位作業場所は、第3管理区分に区分される。
- 4 二以上の測定点においてB測定を行ったときは、それらの測定値の平均値をB測定の測定値とする。
- 5 測定点における測定対象物質の濃度がこの測定で採用した試料採取方法及び分析方法で求められる定量下限の値に満たない場合には、当該定量下限の値をその測定点の測定値とする。

問 12 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイからニまでの記述について、正しいもののみの組合せは下のうちどれか。

- イ 事業者は、タンク等の内部で、自然換気が不十分な場所では、排気ガスによる健康障害を防止するためこの場所を換気する場合を除いて、内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- ロ 事業者は、著しい騒音を発する場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- ハ 事業者は、法令で定める、ダイオキシン類に関わる業務を行う作業場について、その作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- ニ 事業者は、法令で定める、ダイオキシン類に関わる業務についての作業を行うときは、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業指揮者を選任しなければならない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 イ ニ
- 4 ロ ハ
- 5 ロ ニ

問 1 3 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイからニまでの記述について、正しいものみの組合せは下のうちどれか。

- イ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気に際して労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。
- ロ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 2.5 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 20 m<sup>3</sup> 以上としなければならない。
- ハ 事業者は、労働者が常時就業している屋内作業場では、十分な性能を有する換気設備を設けた場合を除き、窓等の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積を、常時床面積の10分の1以上にしなければならない。
- ニ 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

- 1 イ ロ  
2 イ ハ  
3 イ ニ  
4 ロ ニ  
5 ハ ニ

問 1 4 特定化学物質等障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、第 2 類物質の粉じんを含有する気体を排出するために設置すべき局所排気装置には、法令で定める、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けなければならない。
- 2 事業者は、現に使用している特定化学設備又はその附属設備については、2 年以内ごとに 1 回、定期的に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、特定化学物質等を取り扱う作業（試験研究のために取り扱う作業を除く。）を行う場合には、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちからその作業主任者を選任しなければならない。
- 4 事業者は、クロム酸等以外の特別管理物質を取り扱う作業場について作業環境測定を行ったときは、その記録を30年間保存するものとされている。
- 5 事業者は、第 2 類物質を製造する作業場にあつては、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなくてもよい。

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則の定義に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、百分率は重量%とする。

- 1 有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を 5 % を超えて含有する物は、有機溶剤含有物である。
- 2 2 種類の第 1 種有機溶剤をそれぞれ 2 %、4 %、第 2 種有機溶剤を 10% 含み、残りは有機溶剤以外の物である混合物は、第 1 種有機溶剤等である。
- 3 第 1 種有機溶剤を 4 %、第 2 種有機溶剤を 2 % 含み、残りは有機溶剤以外の物である混合物は、第 3 種有機溶剤等である。
- 4 第 1 種有機溶剤を 2 %、2 種類の第 2 種有機溶剤をそれぞれ 2 % 含み、残りは有機溶剤以外の物である混合物は、第 2 種有機溶剤等である。
- 5 有機溶剤等のうち第 1 種有機溶剤等及び第 2 種有機溶剤等以外の物は、第 3 種有機溶剤等である。

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 はんだ付けの業務が行われている自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置は、その業務に従事する労働者 1 人について 100 m<sup>3</sup>/h 以上の換気能力を有するものでなければならない。
- 2 事業者は、政令で定める鉛業務を行う屋内作業場については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、鉛化合物を製造する屋内作業場に設ける局所排気装置については、そのフードの外側における鉛の濃度を 0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下にする能力を有するものとしなければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき設置した除じん装置については、1 年以内ごとに 1 回、定期自主検査を行わなければならない。
- 5 鉛合金とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛をその重量の 1 % 以上含有するものをいう。

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 電離放射線とは、ベータ線、電子線、中性子線、アルファ線等の粒子線のみをいう。
- 2 放射性同位元素、その化合物及びこれらの含有物で、その濃度が 74 Bq/g 以下の固体のものは、放射性物質に含まれない。
- 3 事業者は、管理区域について作業環境測定を行ったときは、その結果を見やすい場所に掲示する等の方法によって、その区域に立ち入る労働者に周知させなければならない。
- 4 事業者は、放射性物質取扱作業室において作業に従事させた労働者がその室から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
- 5 事業者は、ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業については、管理区域ごとに、ガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任しなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機（ファン）は、原則として、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 事業者は、常時特定粉じん作業に関わる業務に労働者を就かせるときは、その者に対し特別の教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、特定粉じん発生源に設ける局所排気装置については、粉じんの発生源ごとにフードを設けなければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき、特定粉じん発生源に設けるプッシュプル型換気装置について定期自主検査を行ったときは、その結果を 7 年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日 1 回以上、清掃を行わなければならない。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、燃焼器具を使用する室には、原則として換気扇その他の換気のための設備を設けなければならない。
- 2 空気調和設備から室に供給される空気については、浮遊粉じん及びホルムアルデヒドの量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率が規制されている。
- 3 事業者は、中央管理方式以外の空気調和設備を設けている室についても、作業環境測定を行わなければならない。
- 4 事業者は、室の気温が 10 以下の場合には、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、機械による換気のための設備については、はじめて使用するときも異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。
- 2 じん肺管理区分が管理 3 と決定された者及び管理 4 と決定された者は、療養を要する。
- 3 事業者は、合併症により 1 年を超えて療養のため休業した労働者が、医師によりその必要がなくなったと診断されたときは、遅滞なく、この者に対しじん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺管理区分は、地方じん肺診査医の診断又は審査により、都道府県労働局長が決定する。
- 5 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 1 である者に対しても、定期のじん肺健康診断を行わなければならない。